

「アプライアンスに関する特則」の条件は、「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご使用条件」および「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご提供条件」の条項に追加されるものであり、ライセンサーが、NI+C から「サブライセンス プログラム・パッケージ (アプライアンス製品)」を取得する場合に適用されます。「本特則」は「PoE」に記載の「プログラム・サービス期間」が終了または満了となるまで有効に存続するものとします。「本特則」および「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご使用条件」および「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご提供条件」の条項間における諸条件に相違がある場合は (その限りにおいて)、「本特則」が「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご使用条件」および「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご提供条件」に優先するものとします。

1. 定義

「アプライアンス」とは、汎用コンピューティング・タスクのためではなく特定機能のために設計され、NI+C がライセンサーに提供する、「プログラム・コンポーネント」、「機械コンポーネント」および「機械コード・コンポーネント」から構成される製品をいいます。

「カスタマー・セットアップ機械コンポーネント」とは、「IBM 機械コンポーネント」で、ともに提供される説明書に従ってライセンサー自身が据付を行うものをいいます。

「引渡日」とは、

a) 「カスタマー・セットアップ機械コンポーネント」の場合は、ライセンサーの「アプライアンス」の納品書または領収書の日付を「引渡日」とします。ただし、NI+C がライセンサーに対してこれと異なる通知をした場合を除きます。

b) NI+C が据付ける「IBM 機械コンポーネント」の場合は、NI+C が据付けた日の翌営業日、またはライセンサーが据付を延期した場合は、据付可能日の翌営業日とします。

・「技術変更」とは、「機械コンポーネント」の部品または「機械コード・コンポーネント」の設計等を含む、導入済みの「機械コンポーネント」の一部の設計を変更する更新をいいます。

・「IBM 機械コンポーネント」とは、IBM のロゴが付いている「機械コンポーネント」をいいます。

・「機械コード・コンポーネント」とは、「仕様」で定められた「機械コンポーネント」の機能を実行するために、「IBM 機械コンポーネント」とともに提供されるマイクロコード、基本入出力システム (BIOS)、ユーティリティ・プログラム、デバイス・ドライバー、診断プログラムおよびその他のコード (適用されるライセンス条件における例外規定に従います。) をいいます。

・「機械コンポーネント」とは、ハードウェア・デバイス、その機構、コンバージョン、「アップグレード」、要素もしくは付属品、またはそれらの組み合わせをいいます。「機械コンポーネント」には、NI+C がライセンサーに提供する「IBM 機械コンポーネント」および第三者の「機械コンポーネント」(その他の装置も含まれます。)が含まれます。

・「プログラム・コンポーネント」とは、「機械コンポーネント」にプリインストールされた「NI+C プログラム」、「IBM プログラム」または「第三者プログラム」をいいます。

・「アプライアンス・サービス」とは、NI+C がライセンサーに提供する作業、支援、サポートの実行をいい、「本特則」の「別紙」に定められます。

・「仕様」とは、「機械コンポーネント」固有の情報をいいます。

・「アップグレード」とは、「機械コンポーネント」のリソースまたは機能を変更、追加、取り外し、有効化または無効化する、「機械コンポー

ネント」に対する変更をいいます。かかる各変更は、「機械コンポーネント」のコンバージョンにより、または「機械コンポーネント」の機能の交換、追加、取り外しもしくはコンバージョンにより行われますが、「機械コンポーネント」に対して NI+C または IBM が発表およびサポートする範囲に限るものとします。

上記の他、「本特則」で定義されていない用語は、「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご使用条件」および「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご提供条件」の定義によります。

2. 「プログラム・コンポーネント」

NI+C は、「プログラム・コンポーネント」および「機械コンポーネント」で構成される「アプライアンス」を単独の製品として提供します。ライセンサーは、いかなる場合も、かかるコンポーネントのいずれも、「アプライアンス」から独立して使用できないものとします。

ライセンサーは、NI+C から提供された「機械コンポーネント」、または NI+C によって交換された「機械コンポーネント」上でのみ、「本特則」に従って「プログラム・コンポーネント」を使用することが許諾されます。ライセンサーは、「プログラム・コンポーネント」の使用権を移転することはできません。

3. 「機械コンポーネント」

3.1 製造状況

「IBM 機械コンポーネント」は、新品または再製品を用いて製造されています。また「IBM 機械コンポーネント」は、新品ではなく、一旦据付けられたものである場合もあります。ただし、いずれの場合も、「3.4」に規定する NI+C 所定の保証条件が適用されます。

3.2 所有権および危険負担

ライセンサーが NI+C から「機械コンポーネント」を直接取得した場合、「機械コンポーネント」の所有権は代金が完済された時に、ライセンサー、または該当する場合はライセンサーの貸貨人に移転します。NI+C の資産となる部品の取り外しを伴う機構、コンバージョン、アップグレードの場合は、全ての代金ならびに取り外された部品を NI+C が受け取るまで、NI+C はその所有権を留保します。

ライセンサーの指定場所に配送されるために NI+C 指定の運送業者に引き渡すまで各「機械コンポーネント」の滅失破損の危険は NI+C が負担します。それ以降の危険はライセンサーの負担としますが、「機械コンポーネント」には、ライセンサーまたはライセンサーの指定場所に引き渡されるまでの期間を対象として、NI+C がライセンサーのために契約し、保険料を支払う保険が適用されます。何らかの滅失破損が生じた場合、ライセンサーは i) 引き渡しから 10 日以内に NI+C に書面で報告し、ii) NI+C 所定の請求手続きに従っていただくものとします。

3.3 据付

a. 「機械コンポーネント」の据付

(1) ライセンサーは、NI+C または IBM 所定の要件を満たす据付環境を用意することに同意するものとします。

(2) ライセンサーは、「カスタマー・セットアップ機械コンポーネント」および第三者の「機械コンポーネント」を、NI+C または「機械コンポーネント」の製造元から提供される手順に従って据付けるものとします。

(3) NI+C は、NI+C が据付ける場合の「機械コンポーネント」の標準据付手順を有しています。NI+C は、「機械コンポーネント」(ライセンサーが据付けを延期する「機械コンポーネント」および「カスタマー・セットアップ機械コンポーネント」を除きます。)が導入されたときみなさ